

環境教育研究 別刷  
第1巻 第1号 1998年 3月  
北海道教育大学環境教育情報センター

Reprinted from

*Journal of Environmental Education*

**Vol. 1 No. 1 March 1998**

Information Center of Hokkaido University of Education  
for Environmental Education

## 都市環境の現状と保存に関する検証資料 —釧路市を中心として—

新井 義史<sup>1</sup>・佐々木 幸<sup>1</sup>・加藤 直樹<sup>1</sup>・追塩 千尋<sup>2</sup>・酒井 多加志<sup>3</sup>

<sup>1</sup>北海道教育大学釧路校美術科教育 <sup>2</sup>北海道教育大学釧路校社会科教育(歴史学)

<sup>3</sup>北海道教育大学釧路校社会科教育(地理学)

## On the data collection for research and preservation of the urban environment: A case study on Kushiro City

Yoshifumi ARAI<sup>1</sup>, Tsukasa SASAKI<sup>1</sup>, Naoki KATO<sup>1</sup>, Chihiro OISHIO<sup>2</sup>  
and Takashi SAKAI<sup>3</sup>

<sup>1</sup>Department of Fine Art Education, Hokkaido University of Education, Kushiro 085-8580, Japan

<sup>2</sup>Department of History, Hokkaido University of Education, Kushiro 085-8580, Japan

<sup>3</sup>Department of Geography, Hokkaido University of Education, Kushiro 085-8580, Japan

### はじめに

「都市景観」は、道路・下水道などの都市基盤や港湾産業基盤整備をはじめとする総合的な都市機能、いわば都市政策の中で視界に映ずる「まちなみ」であり、生活に対応して存在する環境である。したがって、人々は都市景観を通して地域や都市に固有のイメージやアイデンティティを実感するものともいえる。

日本の都市の環境政策は、70年代には水・緑といった要素が重視されていた。しかし、80年代後半になってからは、生活の快適さや精神的な豊かさを支える都市の総合的な環境の質としてのアメニティ概念が導入されるようになり、多くの地方自治体が「歴史」「文化」「うるおい」「やすらぎ」などの観点からの良好な都市空間づくりに力を入れるようになってきた。釧路市の景観形成に関する施策においても、1970年代には失われつつある緑を取り戻すための総合的な緑化計画が各種実施され、80年代には照明灯、舗装のグレードアップや樹木の植栽など、街路や広場の整備事業が盛んに実施された。あわせて米町再開発事業に見られるように、歴史や文化資源を大切に景観整備事業も行われるようになってきた。

わが国の環境教育の概念は、その成り立ちからしても自然保護教育の色合いが強く、人工環境や歴史的景観をどのように作り・管理するかという視点からの環境教育の内容や方法は明確にされてこなかった。しかし、学校教育にお

いて環境教育が新たな教育課題として浮上してきた今日、自然環境の重要性を概念的に教示するだけでなく、実際の生活空間や社会的環境に関する体験を含めて、自己との関わりとして自然環境や社会的環境への理解を深めさせる必要がある。特に子どもの生活感覚や生活環境、行動様式を意識した環境教育の内容の設定は必須であり、発達段階に即した子どもの認識世界の拡大にともなって環境を把握させていく系統的な学習のあり方が求められる。幼稚園教育における「環境領域」や、小学校低学年に設定された「生活科」などに見られるように、子どもの生活圏域における様々な事象を対象とすることによって子どもの生活感覚に根ざし、さらに地域に根ざした教材の開発とカリキュラムの設定が可能になるのである。

本研究では、上記のような観点から、釧路市及び近隣地域の都市景観、歴史的環境、地理的環境などについての資料を収集し、社会・歴史・地理・文化という視点から、社会的な環境に関しての教育を可能にする教材開発のために分類・整理を行い基礎データを作成した。

Iでは、釧路市の景観形成に関する行政・民間の取り組みの概要を述べ、IIでは、釧路市の文化財と歴史的景観に関する文献について述べた。IIIでは、地域の変容を地図と航空写真から読みとる方法について述べた。関連する資料は各章それぞれにおいて、まとめた形で提示するよう努めた。

1. 釧路市における都市景観形成の推進方策

景観は、本来的には当該地域の特性に応じ、その住民の主体によって形成されるものといえる。しかしながら、都市景観に関して正面から総合的視点によって定められた法律は少なく、また景観の実体的内容面ならびにその合意形成手続きについて住民が自らの発意により計画を推進していきにくい点も多々ある。したがって、多くの自治体においていわばその呼び水あるいは先導的役割として、要綱やガイドラインおよび条例などによって様々な都市景観行政が進められることが必要となっている。1991年に策定された「釧路市総合計画」では、市街地を取り囲む優れた自然景観と都市環境との調和をはかりながら、広く住民の協力と参加を得て、地域の個性を生かした魅力ある都市景観の形成を推進するとし、市民参加のもとでの総合的な観点による美しい都市景観の創造を目標に置くこととなり、釧路市の景観形成事業は新たな段階を迎えることとなった。

ここでは、1990年以降、釧路市が取り組んできた都市景観形成の方策の流れをまとめると共に、それらを検証しうる資料リストを示すこととする。

1 釧路市の景観形成計画の構成

釧路市の場合、まず最初にまち全体を対象とした「基本計画」を都市計画課により策定した。その後市民の代表者からなる「景観委員会」を組織し、その景観委員会と行政の手によって「ガイドライン」、さらには「景観要綱」を制定した(図1-1)。

(1)上位計画

「釧路市総合計画～快適都市くしろプラン～輝き 21 (1991年、釧路市)」では、まちづくりの5つの基本目標の中で、「北の風土に調和し個性と文化をはぐくむまちづくり」とし、美しい都市景観を形成するための諸構想を推進させる必要性をうたっている(第1項)。また、市民意見を反映させその活動を支援し、市民と行政が協力して街づくりを進めていくとして、「市民主体のまちづくり」を目指すとしている(第5項)。

(2)「都市景観形成アンケート(1990年7月実施;都市計画課まちづくり推進係)」

釧路のイメージ、代表的な場所・建物、景観政策などについて、市民1500名と観光客554名を対象に実施された。

結果は、下記(3)基本調査報告書に資料として掲載されている。

(3)基本調査

「釧路市都市景観形成基本調査(報告書作成;1990年12月)」(資料1、2)

都市景観形成に関する基本構想の検討を行うための基礎資料作成を目的とした、全市を対象としての景観資源調査。都市景観を構成する要素(資源)をマクロな視点で抽出し、図上に整理すると共に景観の類型化と景観特性の整理をおこなった。報告書の第4項は「基本構想(ストラクチュアープラン)」にあてられ、基本目標・基本指針・整備方針がまとめられている。

(4)基本計画(ガイドプラン)

「釧路市都市景観形成基本計画」(資料3)

上記の基本調査報告書をベースにしたガイドプランで、総180頁にわたる冊子にまとめられている。釧路市が策定する景観形成施策の指針となるべきもので、都市全体の総合的な景観形成の方向付けとしての「ガイドプラン」と、各論としての「眺望ガイドプラン」「地区ガイドプラン」の3項目により基本計画を構成している。

(5)ガイドライン

「釧路市都市景観ガイドライン」(資料6)

景観ガイドラインは、「釧路らしく美しい街並みをめざして」を標題とし、釧路市都市景観形成検討委員会の手に

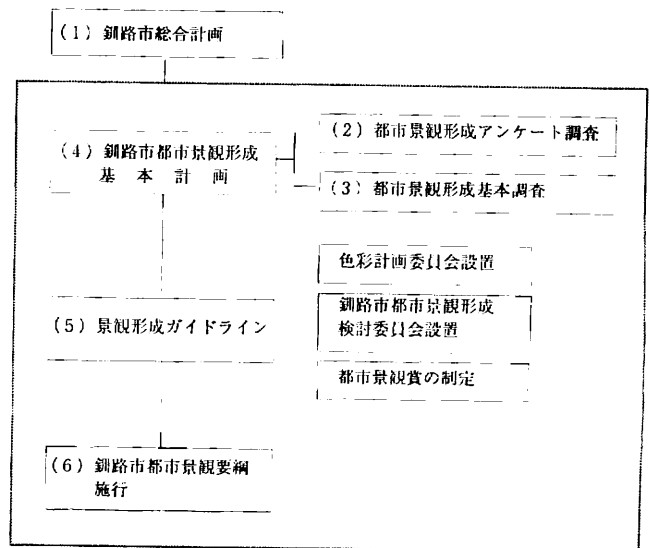


図1-1 釧路市の景観形成計画の流れ。

よりまとめられた形になっている。しかし、内容的にはほぼ基本計画に基づいたものであり、いわば基本計画を市民に解りやすく伝達し自発的な意識変化を起こすための行政側の誘導策（インセンティブ）である。

(6) 「釧路市都市景観要綱」 (資料9)

要綱は、条例のような規制力を有するものではないが、都市景観委員会などによる判断基準となる点においては間接的な規制力を有するものといえる。釧路市の景観要綱の内容は、指定地区（推進地区）を中心とした誘導基準と届け出指導についての事項が多い。

## 2 景観形成推進地区とその事業

前記のように、1990年から95年にかけて全市にわたる計画的な景観コントロールのためのルールが策定された。併せてこの期間には、「基本計画」の中で「景観形成推進地区」の第一・二位として選定された地区において、釧路市ならびに民間の手による各種の整備事業が実施されてきた。

景観形成推進地区は、今後景観形成を市内各地で実施する上での前例としての位置づけから、市民がよく利用する場所や象徴性の高い場所が選定されている。第一位に挙げられたのは北大通りを中心とする「都心地区」約112ヘクタールであり、第二位には米町を中心とした「橋南地区」である。「都心地区」で実施された代表的な事業の実施状況は以下のようである（図1-2）。

(1) ROMネットワークプラン (1990～92年)

(資料21)

北大通と旧釧路川に面した都心部繁華街約9.7ヘクタールの街並みの魅力アップと活性化を図るための整備事業。エントランスゾーン（公営駐車場と商店街とを結ぶ地域の入り口としての動線の確保。親水性をテーマ）、デイトライトゾーン（百貨店・専門店等の商業地区の買い物公園化）、ムーンライトゾーン（飲食店・娯楽施設が集中した地区の景観づくり）など、3つのゾーンにおける統一感のある舗道のカラータイル化が進められた。同時に、快適で安全な歩行空間づくりとして、各種の小彫刻が設置された。（総事業費9億4千万円）

(2) くしろCALL YOU（交流）プラン

(釧路市総合サイン計画整備事業：1992～94年)

釧路市総合サイン計画は、これまで乱雑に設置されていた様々な都市サインに一定のルールを定め、それらが都市景観にも寄与できるデザイン性の向上をめざしてまとめられた。情報サイン（広域案内図・主要部案内図・付近案内図）、車両用・歩行者用誘導サイン、道路名称サイン、由来板などの多種のサインを、まちづくり施策関連事業において統一的に使用することが可能になった。

(3) 北大通りシンボルロード計画

(資料18、19、20、22、23)

釧路地域商業近代化実施計画（1985年度策定）において提案された、都心部環境整備計画の大規模なプロジェクトである。釧路市のメインストリートである北大通りを安全・快適かつ魅力的な空間に再整備することを目的とした。電線類の地中化、歩道のタイル化、街路灯の新設、計画的な植栽、ベンチや電話ボックスなどのストリートファニチャーおよび彫刻の設置など、統一感のある景観デザインのもとに再整備された。（事業概要；延長920M、工事期間/1987～1993年、総事業費/約26億円）

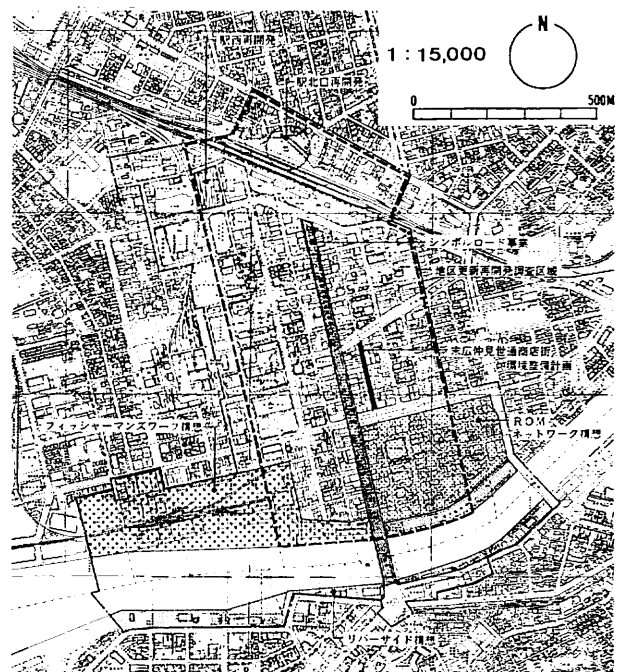


図1-2 推進地区（点線内）および事業箇所

## 3 釧路市の景観形成施策に関する検証資料一覧

(注)

\*資料右肩に\*のマークを付したものは広報的印刷物であることを示す。

\*資料1～15は、本稿担当者の加藤が「釧路市都市景観形成検討委員会」の委員の立場であることから、会議の際に入手した資料である。

\*資料16～23は、蒲谷貴史（本学大学院生）が研究のために1996年に収集した資料である。

1	釧路市都市計画課まちづくり推進係	「都市計画市民アンケート結果（グラフ編）」	1990年8月	<レジメ,B3—6頁>
2	釧路市	「釧路市都市景観形成基本調査報告書（抜粋）」	1990年12月	<レジメ,B3—6頁>
3	釧路市都市開発部都市計画課	「釧路市都市景観形成基本計画」*	1991年10月	<A4—13頁>
4	釧路市都市開発部都市計画課	「釧路市の都市計画」*	1991年10月	<A4—22頁>
5	釧路市都市開発部都市計画課	「同上・資料編」*	1991年10月	<A4—15頁>
6	釧路市都市開発部都市計画課	「釧路市都市景観ガイドライン」	1993年3月	<A4—26頁>
7	釧路市審議室広報公聴課	「ふるさとの顔づくり計画を知る（米町地区再開発事業を振り返って）」* グラフくしろ第15号	1993年8月	<A4—8頁>
8	釧路市審議会企画課	「釧路市勢要覧」*	1994年1月	<A4—5頁>
9	釧路市	「釧路市都市景観要綱」	1995年7月 1日施行	<レジメ,A4—10頁>
10	釧路市	「釧路市シビックコア地区整備計画（案）（未定稿）」及び参考資料（図表）	1995年7月	<レジメ,A4—10頁>
11	北海道日建設計	「釧路シビックコア地区景観デザイン指針策定業務・検討資料」	1995年11月 14日	<レジメ,A3—15頁>
12	北海道日建設計	「同上・関連資料」	1995年11月 14日	<レジメ,A3—15頁>
13	北方都市問題研究世話人会編	「北方市民生活」特集・釧路の都市景観	1976年3月 25日	<92頁>
14	北海道釧路支庁・経済部建設指導課	「物語ください～くしろ歴史の散歩道とその周辺」景観ウォッチングガイドブック*	1996年3月	<パンフレット,A4—18頁>
15	釧路市	「釧路市都市景観賞一受賞パンフ」第1～15回		<パンフレット,A4—4頁>
16	釧路第一商店街振興組合・E・計画・設計研究所	「釧路第一商店街環境整備計画・計画書」	1991年	<レジメ,B3—28頁>
17	釧路第一商店街振興組合・都市造景株式会社	「一般国道38号（釧路北大通り）環境整備計画のご提案」	1992年	<レジメ,B3—25頁>
18	都市造景株式会社	「北大通シンボルロードオブジェについて」	1992年	<レジメ,B3—18頁>
19	エーアイエム株式会社	「釧路市北大通商店街オブジェプラン」	1992年	<レジメ,B3—15頁>
20	釧路第一商店街振興組合	「北大通シンボルロードオブジェについて」	1992年	<レジメ,B3—17頁>
21	釧路市	「ROMネットワーク事業」*	1993年	<パンフレット,A4—8頁>
22	釧路第一商店街振興組合	「シンボルロード・オブジェ完成（オブジェ写真・配置図）」*	1993年	<パンフレット,B5—4頁>
23	釧路市商業近代化プロジェクト推進協議会	「北大通りシンボルロード」*	発行日不明	<パンフレット,12頁>

## II. 釧路市の文化財に関する文献資料について

### 1 収集の基本方針

釧路地方の歴史を文献によらない先史時代と、文献による歴史時代に分けるなら、先史時代は約一万年前まで遡る。先史時代は先土器・縄文・続縄文時代、8～9世紀から始まる擦文文化（13・14世紀くらいまで）、そしてチャシの築造に代表されるアイヌ文化の時代へと続いていく。17世紀に入ると釧路地方は文献に「クスリ」と記録されるようになり、アイヌ文化と交差しながら歴史時代を迎えることとなる。釧路市の本格的開拓は1970年（明治3）に637人の移民が移住されたときから始まるとされている。

以上のような一万年の長さに渉る歴史を有している釧路の文化財はどのように考えればよいのであろうか。

一つは今日に至るまでの釧路地方における居住者の営みに関する痕跡全てが歴史学の対象であり、広義の文化財と言えるであろう。しかし、その中で歴史的に価値ありとして国・道・市などの指定を受けた遺跡・遺物・史資料などの狭義の文化財が当面の対象となろう。

第二に、地域の歴史はその地域固有の自然環境・風土などに規定されるところも大きい。そうした釧路地方の自然環境を特色づける地形やそこに生息する生物など釧路固有のものが天然記念物として文化財の指定を受けたりする。それらが第2の対象となろう。

第三は1の有形、2の記念物とは異なりアイヌの民俗文化に属する無形文化財である。

以上文化財を3種類ほどに分けてみたのであるが、これらに関しての釧路市の文化財についてこれから学習・調査しようとする人達の参考に資すべく、文献資料をリストアップするのが本稿の目的である。文献は最後に一覧にしている。

今回のリストアップは筆者手持ちのものや釧教大・釧路市立図書館所蔵のものを中心に網羅的かつ入門的なものを中心に取り上げてみた。中には個別・専門的なものも混ざっているが、以下の点を取り上げる際の基本的方針とした。

①歴史学の観点から選択するため、考古学の分野に属する埋蔵文化財関係の個別報告書・天然記念物関係の調査報告書及びアイヌの民俗資料に関するものは除外した。

②指定文化財ではないが、釧路市の歴史的環境整備に関わるものも取り上げた。

調査漏れや不備も多いと思われるが、今回は中間報告的

なものとし、今後の充実を図りたい。

### 2 リストに関する若干のコメント

1950年に交付された文化財保護法においては、文化財は有形・無形・民俗資料・記念物などを意味していた。戦前においては有形・記念物が主であったので文化財の概念が拡大したわけである。それだけではなく、有形文化財には埋蔵文化財も加えられ幅が広がることとなった。

1960年代の高度経済成長政策の中で各地の開発が進められていくが、一方ではそれに伴って遺跡や歴史的遺産の破壊が顕著になっていく。そうした遺跡などを破壊から守る住民運動が繰り広げられる中で、文化財保護とともに歴史的環境保全の意識が高められていく。即ち、地域の生活環境の形成には歴史的環境が重要な位置を占めていることを住民・自治体が自覚し始めたのである。価値ある文化財があれば言うまでもないが、際立った文化財的な建造物などがなくとも、何世代にもわたって定着してきた固有の質を備えた地域を歴史的環境として認めようとする意識である。それは各自治体レベルで景観保存や町並み保存の条例、という形で具体化し全国に広まっていく。

1975年10月に改定された文化財保護法ではこうした動きを受けて、文化財の定義に「伝統的建造物群」が加えられたのである。ここに至り町並み保存が国の行政の軌道に乗せられ、文化財の保存が都市計画の一環に組み込まれていくのである（以上の記述は、木原啓吉「歴史的環境」<1982年、岩波新書>によるところが大きい）。一口に文化財と言ってもその概念が時代の推移とともに、抜けられてきたことが知られる。

釧路市は1975年4月に「文化財保護条例」を定め、その目的を遂行するために市教育委員会の附属機関として文化財保護審議会が設置された。ただ、この条例は1950年制定の文化財保護法に基づいているため、文化財の範囲は有形・無形・民俗資料・記念物にとどまっている（条例第2条）。「伝統的建造物群」は文化財の範囲に入っていないことになり、「伝統的町並みの保存」に関しては都市開発課の管轄ということになっているようである。しかしながら、教育委員会としても釧路の古建築として「たかの旅館」（文献29）や「城山倉庫」の調査（文献36）などを行っており、複数の部局の協力のもとに歴史的町並み整備に関する成果もまとめられている（文献42）。

文献リストを眺めてみると、絶対数は多いとは言えないがそれでも1970年代に入り関係文献が増加していること

が知られる。なかでも『釧路市の文化財』（文献 26）が作成された 1989 年は一つの画期といえる。その年には釧路市で第 24 回の全国史跡整備市町村協議会大会が開催され（文献 27）、そのあたりを境に東釧路貝塚を始めとする国指定史跡の整備が進められていき、北斗遺跡整備（文献 42）へとつながっていくようである。

さて、釧路市の文化財について手っ取り早く知るためには前述した『釧路市の文化財』が小冊子ながらもっとも便利である。そこには国指定 9 件、道指定 1 件、市指定 10 件が解説付の写真とともに紹介されている。種類別内訳は有形 7、無形 1、史跡 6、天然記念物 6、である（詳細は別表参照）。この冊子は発行部数が 500 部ほどで余り知られていないことが惜まれる。

アイヌ民俗文化や埋蔵文化財については今回は対象から外してあるが、北海道教育委員会発行の報告書類（文献 6・7）で節目節目は補っていただきたい。中でも埋蔵文化財関係は毎年新たな発見があるといっても過言でないので、個別報告書類に目配りしておく必要がある。ただ、全体状況を簡潔に知るためには文献 20～22 のようなものが 5～10 年間隔で発行されることが望まれる。

釧路市の歴史的環境を知るためには文献 42 が便利である。そこには文化財の指定を受けてはいないまでも、釧路

市の文化財保護の今後を考える上での材料を多く見いだすことができる。文献 40 もそうした系列に属するものと言えよう。

上述したのは歴史的環境の現況であるが、釧路の過去の歴史的環境を視覚的に知るためには、文献 34 がまず参照されねばならない。文献 32 は文献 30・31 を商業ルートに乗せたものであるが、明治大正期の釧路地方の様子を知ることができる写真のリストと現物の一部が官公施設・市街地・釧路港など 15 部門に分けて収録されている。史跡・名所の部門を見ると、○釧路国川上郡弟子屈温泉場之景、釧路国厚岸港倒水松、○釧路町春採のチャシコツ、○釧路町桂恋のチャシコツ、○釧路町桂恋のチャシコツ空濠の一部、○釧路町桂恋フシココクシのチャシコツ、○釧路郡昆布森アチョロベツのチャシコツ、釧路町茂尻矢チャシコツ、○釧路町茂尻矢高台の堅穴、○釧路町モシリヤのチャシ、○釧路町字テンネル貝塚、釧路郡別保原野北側山腹之貝殻層がリストとして上げられ、○をつけたものの写真が掲載されている。

また文献 16・23 により、明治期から戦前までの釧路の古建築のリストとその一部の写真を見ることができる。

### 3 釧路市の文化財に関する文献一覧

(注)

- \*文献右肩に\*の マークを付したものは書物というよりもパンフレット・レジメあるいは広報的印刷物であることを示す。
- \*発行者にあたる部分が空白なものはほぼ「釧路市」としてよい。
- \*4・6・7 は定期的に改定・発行しているので年度はいれなかった。また 8 以下と性格をやや異にするので別扱いにした。

- |   |                   |                     |          |
|---|-------------------|---------------------|----------|
| 1 | 釧路市文化財保護条例*       | 1975年4月1日           | 条例第35号   |
| 2 | 釧路市文化財保護審議会設置要綱*  | 1975年               |          |
| 3 | 釧路市教育委員会          | 釧路市内国指定文化財史跡写真*     |          |
| 4 | 釧路教育センター編         | 小学校社会科釧路市郷土読本「くしろ」  | 釧路市教育委員会 |
| 5 | 北海道市町村文化財保存整備協議会編 | 「ほっかいどうの文化財めぐり」*    |          |
| 6 | 北海道教育委員会          | アイヌ民俗文化財調査報告書       | 北海道教育委員会 |
| 7 | 北海道教育委員会          | 埋蔵文化財包蔵地一覧表（付指定文化財） | 北海道教育委員会 |

8	釧路市	『釧路市史』	1957年
9	釧路市総合企画審議会	『釧路市総合調査』	1960年
10	渡辺 茂編	『松浦武二郎蝦夷日誌集』	1960年 釧路叢書
11	渡辺 茂編	『釧路関係日記古文書集』	1961年 釧路叢書
12	釧路川共同調査団	『釧路川』	1969年 釧路叢書
13	釧路新聞社	『釧路百年（開基100年記念写真史）』	1969年
14	釧路市市民室	『釧路市開基百年記念の記録』	1971年
15	釧路市史編さん事務局	『新釧路市史』全4巻	1972～74年 釧路市
16	北海道住宅都市部	『北海道の古建築と街並み』	1979年 北海道
17	佐藤 尚	『釧路歴史散歩（上）』	1982年 釧路新書
18	佐藤 尚	『釧路歴史散歩（下）』	1983年 釧路新書
19	曾根 樫次	『鳥取移住百年史』	1984年 釧路叢書
20	釧路市教育委員会	埋蔵文化財保護の手引き*	1986年
21	釧路市教育委員会	釧路市埋蔵文化財分布図NO1～7*	1986年
22	釧路市教育委員会	釧路市の埋蔵文化財分布一覧*	1986年
23	社団法人北海道建築士会	『北海道の開拓と建築』上・下巻	1987年 第一法規出版
24	沢 四郎	『釧路の先史』	1987年 釧路叢書
25	釧路戦災記録会	『釧路空襲』（旧版は1972～74年）全3巻	1988年
26	釧路市教育委員会	『釧路市の文化財』	1989年
27	釧路市	第24回全国史跡整備市町村協議会大会資料*	1989年8月
28	釧路市史編さん事務局編	『釧路昔むかし』	1991年 釧路新書
29	釧路市教育委員会	釧路市古建築物調査報告書―旧たかの旅館―*	1991年
30	北海道大学附属図書館編	『明治大正期北海道写真目録』	1991年 北海道大学附属図書館
31	北海道大学附属図書館編	『明治大正期北海道写真集』	1992年 北海道大学附属図書館
32	北海道大学附属図書館編	『明治大正期の北海道』（目録編・写真編）	1992年 北大図書刊行会
33	佐藤 宥紹編	『釧路の近代絵図集成』	1992年 釧路叢書
34	釧路市史編さん事務局	『目で見る釧路の歴史』	1992年
35	釧路市立博物館	『釧路市立博物館収蔵資料目録』 歴史資料目録（3）	1993年
36	釧路市教育委員会	『城山倉庫』の補修及び移転改築の検討について*	1993年
37	釧路市史編さん事務局	『新修釧路市史』第1巻(1993年)、第2巻(1995年)、第3巻(1996年)	
38	布施 正	『釧路港』	1994年 釧路叢書
39	釧路短大附属図書館編	『郷土資料目録』（平成2年～6年度）	1995年
40	釧路古文書研究会	『釧路碑文手帳』1	1996年 釧路新書
41	釧路市教育委員会	『釧路市北斗遺跡ふるさと歴史の広場施設概報』*	1997年
42	釧路市・釧路市教育委員会 ・北海道釧路支庁編	景観ウォッチングガイドブック 『物語ください～釧路歴史の散歩道とその周辺』*	1997年 北海道釧路支庁



## 4 釧路市の文化財一覧（『釧路市の文化財』より）

	名 称	所 在 地	指 定 別	備 考	
国 指 定	1	タンチョウ	北海道	特別天然記念物	
	2	釧路湿原	釧路町・標茶町・鶴居村	天然記念物	指定面積5,011.4㎡
	3	春採湖の鱒鮎生息地	釧路市春湖台	天然記念物	指定面積360,000㎡
	4	モシリヤ砦跡	釧路市城山1-141-1ほか	史 跡	指定面積9,850㎡
	5	鶴ヶ岱チャランケ砦跡	釧路市鶴ヶ岱3-35-2ほか	史 跡	指定面積11,742㎡
	6	春採台地壘穴群	釧路市春湖台	史 跡	指定面積17,684㎡
	7	東釧路の貝塚	釧路市貝塚1-11-1ほか	史 跡	指定面積6,092㎡
	8	北斗遺跡	釧路市北斗4-1	史 跡	指定面積233,471㎡
	9	春採アイヌ古式舞踊	釧路市春採1-12-22春採生活館内	重要無形民俗文化財	
道	1	円空作仏像 薬師像	釧路市米町1-3-18厳島神社所蔵	有形文化財	
市 指 定	1	三津浦古谷遺跡	釧路市三津浦10-5	史 跡	指定面積39,000㎡
	2	星兜残欠	釧路市春湖台1-7釧路市立博物館所蔵	有形文化財	
	3	佐野家文書	釧路市黒金町7-5釧路市史編集事務局所蔵	有形文化財	
	4	鳥取村本籍簿	釧路市春湖台1-7釧路市立博物館所蔵	有形文化財	
	5	永久保秀二郎日誌	釧路市舞舞町4-6市立釧路図書館所蔵	有形文化財	
	6	釧路新聞	〃	有形文化財	
	7	キタサンシヨウウオ	釧路湿原	天然記念物	
	8	砂岩脈(オドストンゲイ)	釧路市興津海岸	天然記念物	
	9	谷地坊主	釧路市鶴丘1-27釧路市丹頂鶴自然公園内	天然記念物	
	10	市河文書	釧路市緑ヶ岡6-27-8板井進方	有形文化財	

## III. 地図と空中写真を用いた地域変容の読図

地理学の主要な研究テーマの一つに地域の変容の解明がある。その際、地図と空中写真が一般に用いられる。そこで本稿では、地形図と空中写真と住宅地図を用いて、いかに地域の変容を解明していくかを、いくつか事例をあげて紹介するとともに、資料の所在についても報告したい。

## 1 地形図

北海道では陸地測量部が明治19年～28年にかけて地形測量を順次行い、明治29年～31年に20万分の1地形図を、さらにそれを基に5万分の1地形図を作成した。これらの地形図は本式の三角測量によるものではなかったため、高さや位置などに正確さを欠いたものであったが、

開拓期の北海道を知る上で重要な資料になりうる。残念ながら北海道教育大学釧路校付属図書館（以下付属図書館）ならびに釧路市立図書館には、この時代の「釧路」を示した地形図が保管されていないので、「標茶」を事例に現在との比較を行ってみる。

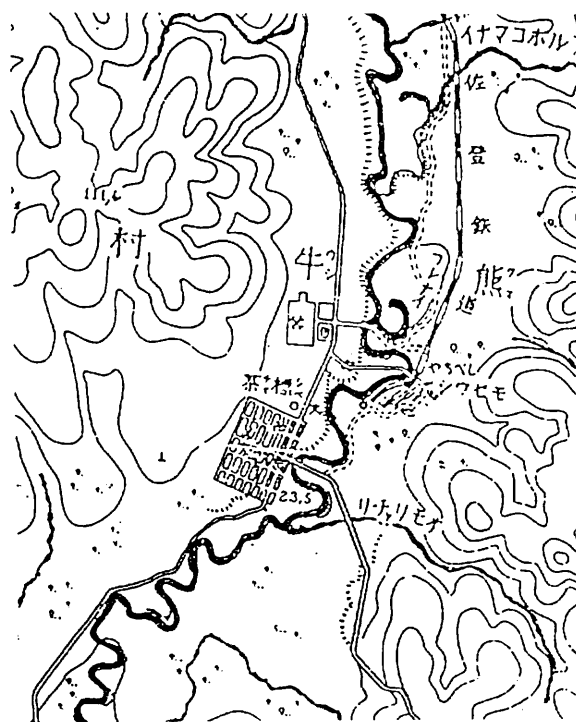
明治30年頃の標茶町の主要施設としては、明治18年に設置された釧路集治監と明治21年に安田財閥が操業を開始した川湯硫黄山の関連施設が考えられる。具体的には、前者に関しては釧路集治監の諸施設と囚人が開削した道路が、後者に関しては標茶と川湯硫黄山とを結ぶ鉄道（安田鉄道）と硫黄精錬所があげられる。なお、安田鉄道も囚人によって建設されたものである。この川湯硫黄山の硫黄はその後の釧路の発展に大きな役割を果たしていくことになる<sup>1)</sup>。まず初めにこれら諸施設がどこに位置していたのかを明治期の地形図で確認していく。

図Ⅲ-1-①は、明治30年の標茶（当時の熊牛村）近辺を示した5万分の1地形図である。等高線や土地利用の表現がやや大雑把ではあるものの、当時の様子をだいたい知ることができる。まず、地形図の中央を南流する釧路川の右岸からみていく。地形図のほぼ中央に×で示された記号がある。この記号は現在は使われていないが、戦前の地形図では刑務所を表す記号として使われていた。従ってこの記号は釧路集治監を示している。集治監の南には細かな碁盤目状の道路網があり、ここに市街地が形成されていたようである。市街地内には寺院と郵便局と交番の記号が、市街地の北には役場の記号と学校の記号が確認できる。標茶の市街地を中心に道路が北と南西と南東の3方向に延びているが、これらは囚人によって開削されたものである。一方、対岸（釧路川左岸）には跡佐登鉄道（安田鉄道）と終着駅の「しべちゃ」がみられるが、線路はさらに南に延びて工場の記号のところまで達している。この工場は硫黄精錬所であり、川湯硫黄山から鉄道で運ばれた硫黄がここで精錬され、釧路川の水運によって釧路まで運ばれた。このように釧路川左岸では、安田の硫黄関連の施設が集まっていたことがわかる。

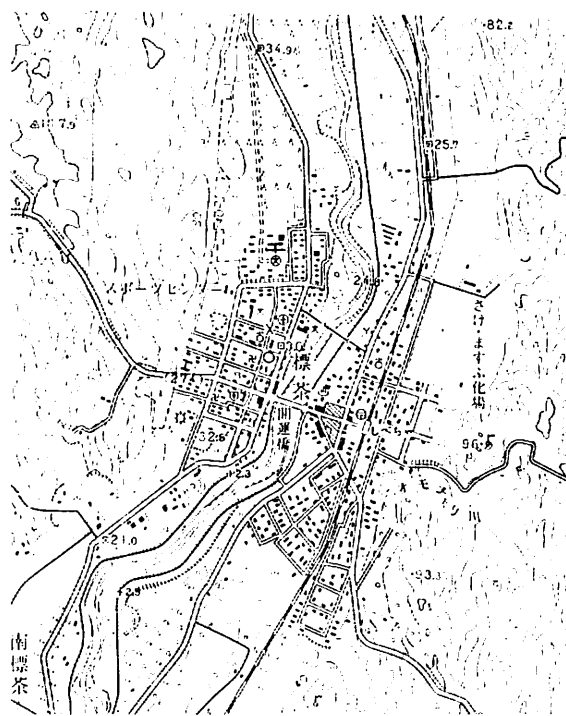
現在の地形図ではこれら諸施設はどのように変わっているであろうか。図Ⅲ-1-②は平成6年修正の5万分の1地

形図「標茶」である。地形図の精度が異なることや蛇行していた河川の流路が現在は直線化されていること等により、一見して地形図の比較が困難なように思われる。しかし、道路網に関しては現在のものとほぼ一致しているため、道路網から当時と現在の各施設の位置関係を把握することができる。

まず、釧路集治監であるが、現在の地形図では高等学校の記号に変わっている。実際にこの高等学校（標茶高校）を訪れてみると、学校の敷地内に余り目立たないが、釧路集治監の記念碑がみられる。この場所にはすでに集治監の建物はないが、建物の一部は標茶町の南に位置する塘路に移築され、標茶郷土館として利用されている。館内には集治監関係の資料も展示されている。次に市街地であるが、明治期の道路網、特に東西方向の道路が現在もほぼ踏襲されているため、当時の市街地を現在の市街地に重ねることは容易である。また、市街地内の寺院と市街地の北に位置していた学校は現在も同じ場所にみられる。一般に神社や寺院や学校は位置を変えることが少ないので、新旧の地形図の位置関係を把握する上で重要な指標になる。市街地のすぐ東を流れる釧路川には開運橋が架かっているが、明治30年にもほぼ同じ場所に橋が架かっている。一方、釧路川の左岸は地域変容が著しく、跡佐登鉄道が現在釧路本線



①明治30年



②平成6年修正

図Ⅲ-1 標茶を示す5万分の1地形図

になっていることを除くと、新旧の地形図を用いて位置関係を正確に把握するのは困難である。そこで、釧路川右岸の諸施設との位置関係から判断すると、明治期の標茶駅は現在の標茶駅の北北西約 800 m のところに位置していたこと、硫黄精錬所は現在の消防署の記号付近に位置していたことがわかる。ともに、当時の建物は残されていない。

以上のように、明治期の地形図は精密さに欠けるものの、新旧の地形図を比較することによって当時の施設を現在の地形図上に示すことは可能である。

その後、地理院は大正 4 年から大正末期にかけて、本格的な三角測量を行い、5 万分の 1 地形図を刊行した。付属図書館には、大正期に刊行された北海道ならびに樺太南半の 5 万分の 1 地形図の複製本<sup>2)</sup>が保管されているが、これによると釧路市とその周辺地域は大正 11 年に測図が行われている。なお、付属図書館には大正 11 年測図の地形図に昭和 3 年に鉄道を補入した 5 万分の 1 地形図「釧路」を初め、この時期の北海道の地形図の原図が多数保管されている。また、戦後の「釧路」の地形図に関しては、教育大学釧路校地理学研究室に以下の地形図を保管している。

#### 20 万分の 1 地勢図

昭和 35 年資料修正、昭和 36 年編集、  
昭和 48 年修正、昭和 55 年要部修正

#### 5 万分の 1 地形図

昭和 30 年測量、昭和 45 年編集、  
昭和 48 年編集

#### 2 万 5 千分の 1 地形図

昭和 3 3 年測量、昭和 4 7 年修正測量

現在、地理学研究室では 4 万枚あまりの地形図を保管しているが、昨年地域別の整理を完了した。今後は北海道内の地形図を図名、縮尺、年代別に検索できるデータベースを作成し、他の研究者にも提供していきたいと考えている。

## 2 空中写真

空中写真は地形図の情報をより視覚的にとらえることができるという点で有効である。一般に入手できる空中写真としては国土地理院撮影のものがあるが、釧路近辺は、以下の年に撮影されている。( )内は縮尺を示している。

昭和 36 年 (1 万分の 1)  
昭和 42 年 (2 万分の 1)

昭和 49 年 (2 万分の 1)

昭和 52 年 (1 万 5 千分の 1)

昭和 54 年 (4 万分の 1)

昭和 55 年 (4 万分の 1)

一般に入手できる最も古い空中写真は太平洋戦争後に米軍が都市や海岸部など日本の主要部を撮影したものである。釧路では昭和 22 年に撮影されており、縮尺は 1 万分の 1 と 4 万分の 1 である。国土地理院ならびに米軍撮影の空中写真は、財団法人日本地図センター<sup>3)</sup>で入手できる。その際、写真の引き伸ばしも可能であり、写真全面の場合は 4 倍まで、部分的には 10 倍まで拡大でき、土地利用や建物などをかなり詳細なところまで確認することができる。

空中写真だけでは、各々の土地利用や建物が何であるかを知ることができない。そこで、地形図を併用するとともに、聞き取り調査によって補っていく。本稿では、釧路市武佐地区を事例に、昭和 36 年 5 月 9 日に撮影された縮尺 1 万分の 1 の空中写真 (写真 1) と昭和 33 年測量 (図 III・2・①) と平成 4 年修正測量 (図 III・2・②) の 2 万 5 千分の 1 地形図を用いて、地域変容の様子をみていきたい。対象地域とした武佐地区は、下町と呼ばれた炭鉱集落であり、その起源は明治期まで遡ることができる。

まず初めに、昭和 3 3 年の地形図の読図を行っていく。地形図を見ると東部一帯と南端には整然と並んだ建物の記号群が、中央には巨大な建物の記号が目飛び込んでくる。そして巨大な建物には周囲から特殊軌道が集まっており、炭鉱の重要な施設であることが推測される。また、鉄道 (釧路臨港鉄道) がみられ、「ながすみちょう」と「はるとり」の 2 駅が設置されている。次に同じ場所の空中写真を見ると、より鮮明にその様子がわかる。すなわち、整然と並んだ建物は長屋形式の家屋であること、巨大な建物は工場のような施設であること、巨大な建物の周囲にみられる特殊軌道の線路には貨車らしきものが集まっていること、などが確認できるし、釧路臨港鉄道や道路網も写真の上でたどることができる。これらは空中写真を拡大するとより鮮明になるであろう。ただし、地形図と空中写真には 3 年のずれがあるため、建物や道路網には若干の違いが見られる。地形図と空中写真を基に、聞き取りを行ったところ、長屋形式の家屋群は炭鉱の住宅街、すなわち炭住街であり、主に抗夫とその家族が住んでいたとのことである。また巨大な建物は選炭工場であり、これは現在も使用されている。そして特殊軌道は坑外運搬電車とベルトコンベアであり、坑外運搬電車は選炭工場の南に位置する 3 つの

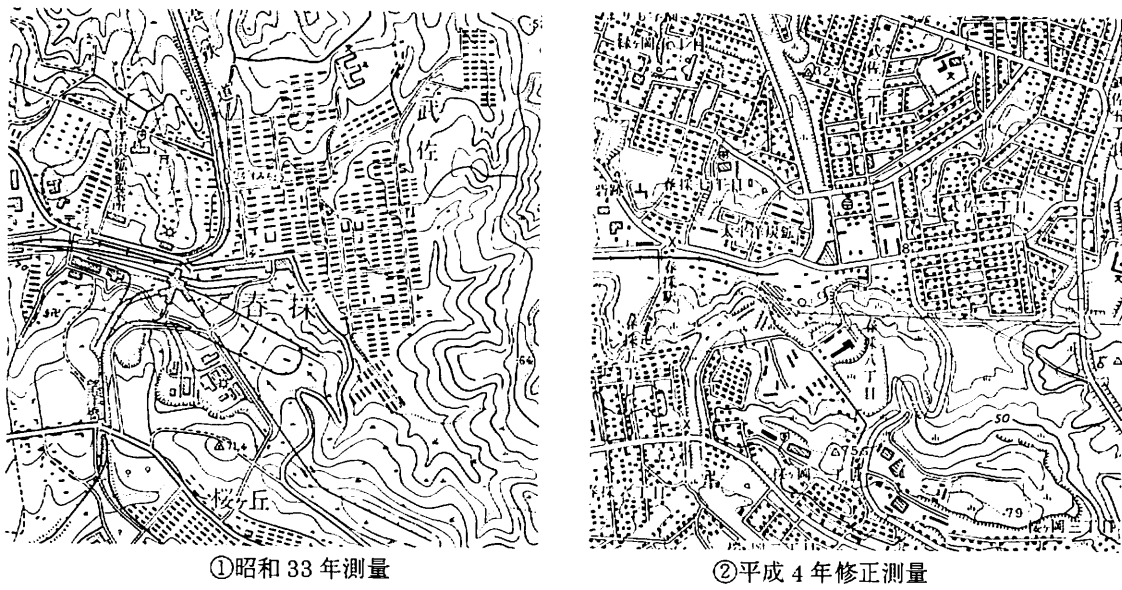


図 III-2 釧路市武佐地区を示す2万5千分の1地形図。



写真1 武佐地区の空中写真(昭和36年5月9日撮影)。

坑口に集められた原炭を選炭工場へ運搬し、ベルトコンベアーは選炭後のズリをズリ山へ運搬していたそうである。地形図ではよくわからないが、空中写真では南東に延びるベルトコンベアーの終着付近にズリ山らしきものを確認することができる。

次に平成4年の地形図をみると、この30数年の間に道路網、建物、鉄道・軌道のあらゆるものが変化しており、同じ地域とは思えないほどである。この間変化していないものを探す方が困難かもしれない。特に住宅は長屋形式のものがなくなり、一戸建て住宅が一般的なものになっている。太平洋炭礦の社史<sup>9)</sup>によると、昭和37年以降、太平洋炭礦が坑員自身が家を私有する持ち家制度を進めたこと、また住宅は坑員だけでなく一般の市民にも販売したこと、により炭住街から一般の住宅街へと変化していったそうである。

地形図と空中写真を持って現地調査を進めたところ、現存している建物は先に述べた選炭工場とその関連施設だけであり、当時の建物を確認することはできなかった。特に、かつての炭住街は道路網自体が変化しているので、昭和33年の地形図を見ながら歩くことすらできない。ただ、鉄道と特殊軌道の線路跡は現在も切り土や盛り土によって確認することができる。しかし、線路跡も宅地化が進行しており、かつても面影は薄れつつある。選炭工場から西に延びる線路は現在も使用されており、選炭後の石炭を釧路港まで運んでいる。ズリ山の頂上付近には現在ホテルやクアハウスや体育館などが建っており、ここがズリ山の頂上であるとは思えないが、北側からこの丘陵を眺めると、かつてズリ山であったことがわかる。

このように、空中写真は地形図を併用することによって、より効果を発揮することができる。特に地形図ではとらえ

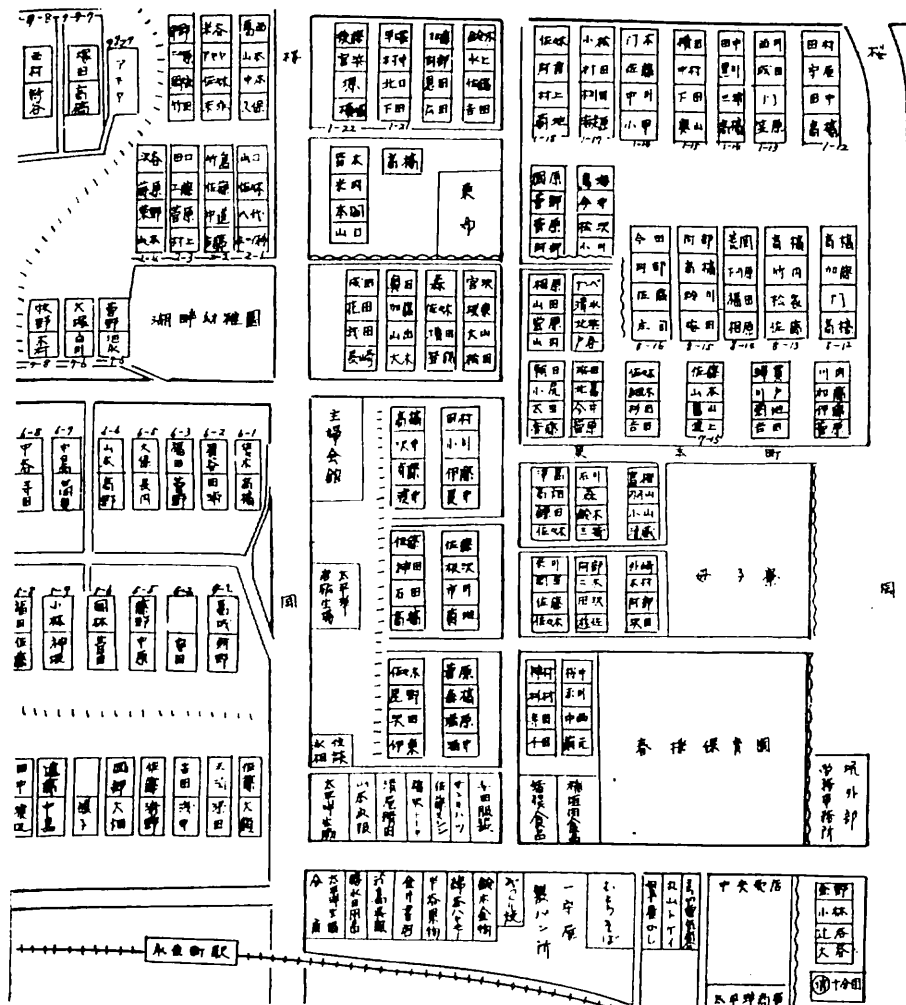


図 III-3 武佐地区の住宅地区 (昭和 37 年)

ることのできない視覚的な面を補うことができるので、過去の施設が現在も残っているのかどうかを知る手がかりになる。さらに、聞き取り調査の際、空中写真を用いると、聞き取りをスムーズに行うことができるとともに、より多くの情報を得ることができる。

地理学研究室では釧路市街地の空中写真を順次購入してきたが、年内に昭和22年、昭和36年、昭和42年、昭和49年、昭和55年の釧路市街地全域にわたる空中写真を揃える予定である。

### 3 住宅地図

地形図や空中写真にみられた建物が何に使われていたかは、その当時の住宅地図を用いることによって知ることができる。例えば、前ページの図Ⅲ・3は昭和37年の「永住町」駅前の住宅地図（東が上になっている）であるが、ここは図Ⅲ・2・①の「ながすみちょう」駅の東に当たる。駅から南に延びる道路に沿って太平洋生協を初め衣料店や食品店などが並び、小規模ではあるが、商店街を形成している。背後には4世帯あるいは2世帯で1棟を形成する長屋形式の住宅が整然と並んでいるが、幼稚園や保育園や母子寮も整備されており、炭住街の生活を垣間見ることができる。

付属図書館では釧路市の住宅地図を保管しているが、そのうち最も古いのは、昭和37年に日本地図編集社が刊

行した「釧路市住宅明細地図」である。その後発行された住宅地図のうち、付属図書館には昭和39年、昭和40年、昭和43年、昭和45年、昭和46年、昭和48年、昭和49年、そして昭和50年以降のものはほぼ保管されている。

### 註・参考文献

- 1) 酒井 多加志 (1996) : 釧路港を中心とする輸送ネットワークの形成過程. 人文地理学研究, 20, 291～306.  
佐藤 宥紹 (1986) : 釧路川文化論. 釧路短期大学・標茶町教育委員会.
- 2) 古地図研究会 (1983) : 『明治・大正 日本5万分の1 地図集成 I』学生社.
- 3) 日本地図センターへの空中写真の問い合わせ先は次の通りである。  
〒153-0042  
東京都目黒区青葉台4-9-6 空中写真部  
TEL.03 (3485) 5415～6
- 4) 太平洋炭礦株式会社創立60周年記念行事実行委員会 (1980) : 『60年のあゆみ』太平洋炭礦株式会社.

### 付記

執筆については、第Ⅰ章を新井・加藤が、第Ⅱ章を追塩が、第Ⅲ章を酒井が担当し、全体を佐々木がまとめた。